

労働移動支援助成金(再就職支援コース)支給申請書・続紙

(枚中 枚目)

再就職支援を委託した職業紹介事業者と「退職コンサルティング」を受けた事業所について

1 通算番号	/	
2 再就職支援を委託した職業紹介事業者		
3 支援を委託した日(委託契約の締結日)		
4 「退職コンサルティング」(裏面4(1)参照)を受けたか	① 2の職業紹介事業者から受けた (はい・いいえ)	
	② 2の職業紹介事業者の「関連事業者」(裏面4(2)参照)から受けた (はい・いいえ)	
	③ ①、②以外の会社等(弁護士や社会保険労務士など個人を含む)から受けた (はい・いいえ)	
5 【4②で「はい」と回答した場合】 関連事業者の事業所の状況	① 事業所名	
	② 所在地	
6 【4③で「はい」と回答した場合】 4③の退職コンサルティングを受けた会社等の状況(裏面5参照)	① 事業者名(個人の場合は氏名)	
	② 所在地	
	③ 4③の退職コンサルティングを受けた会社と2の職業紹介事業者との間で、退職コンサルティングや再就職支援業務について連携していることを知っている。 (はい・いいえ)	
7 【4①～③のいずれかで「はい」と回答した場合】 「退職コンサルティング」を受けた期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
8 【4①～③で「はい」と回答した場合】 受けた「退職コンサルティング」の内容		
事業主確認欄	上記の1～8の記載内容に誤りはありません。 年 月 日 所 在 地 電 話 番 号 事 業 所 名 代 表 者 名	

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

【提出上の注意】

- この様式は、支給申請書(様式第3-1号)に添えて提出してください。
- この申請書の内容について、疑義がある場合には、支給対象者、再就職支援を委託した職業紹介事業者、退職コンサルティングを受けた事業者にお問い合わせの場合がありますので、御了承ください。

【記入上の注意】

- 1 再就職支援を委託した職業紹介事業者や退職コンサルティングを受けた事業者が複数ある場合は、それぞれごとにこの様式に記載し、1欄には、その通算番号と全体の事業者数を、「1/3」のように記載してください。当該事業所が1つだけの場合は「1/1」としてください。
- 2 2欄は、認定を受けている再就職援助計画及び求職活動支援基本計画書に関する再就職支援を委託した職業紹介事業者を記入してください。
- 3 3欄は、ハローワークより再就職援助計画の認定を受けた日又は求職活動支援基本計画書の提出した日以後に、1欄の職業紹介事業者に再就職支援を委託した日を記入してください。
- 4 4欄は、申請事業主が、1欄の職業紹介事業者、その事業者の「関連事業者」、又はそれ以外の会社等(弁護士や社会保険労務士など個人を含む)から「退職コンサルティング」を受けたかどうかについて、(はい・いいえ)のいずれかに○をすることにより、記入してください。
(1)「退職コンサルティング」とは、次に該当するものをいいます。

「退職コンサルティング」とは、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定し当該再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書を公共職業安定所に申請又は提出する日以前に、再就職支援を受託する職業紹介事業者が申請事業主に対して行う働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援(対象者の選定基準の設定を含む)をすること、③実施方法(対象者との面接方法を含む)のコンサルティング(相談・助言・研修・マニュアル・参考資料の提供等)をすることをいう。それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、申請事業主からの依頼があったか否かを問わない。
なお、再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる退職者が具体的に決定する前の接触であっても、人員削減の働きかけを伴わない形で行われる、本助成金の対象者となる退職者が具体的に決定した後に行うこととなる再就職支援サービスや本助成金の内容の説明・情報提供は含まない。

- (2)「関連事業者」とは、再就職支援を受託する職業紹介事業者との関係が、次のいずれかに該当するものをいいます。

(イ) 両者が親会社と子会社、又はその逆の関係にあること(注:ある事業主の総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の事業主を「親会社」、当該ある事業主を「子会社」とする)。
(ロ) 取締役会の構成員について、両者の代表取締役が同一人物であること、又は取締役を兼務しているものがいずれかの取締役会の過半数を占めていること。
(ハ) その他、資本的・経済的・組織的関連性等からみて両者が独立性を認められないものであること。

- 5 4欄③で「はい」と回答した場合、6欄①②に、退職コンサルティングを受けた会社等の状況を記入するとともに、6欄③において、その会社等と2の職業紹介事業者との間で、退職コンサルティングや再就職支援業務について連携していることを知っているかどうか、あてはまるほうを○で囲んでください。ここでいう「退職コンサルティングを受けた会社等と職業紹介事業者との間の、退職コンサルティングや再就職支援業務についての連携」とは、次に該当するものをいいます。

再就職支援を受託した職業紹介事業者と、退職コンサルティングを実施する会社等(職業紹介事業者の関連会社であるか否かを問わず、弁護士や社会保険労務士など個人を含む。)との間で退職コンサルティングの受託やその実施に係る情報の交換、又は再就職支援業務の受託やその対象者の増加に係る情報の交換を行うこと。なお、その情報の交換は、文書、電話、メール等の手段のいずれかを問わない。